



# 修郎先生の事件簿

小池雄一

〜就労ビザ専門会社の現場から〜

佐生修郎(さしゅう・しゅろう)は就労ビザ専門会社で働くコンサルタント。その幅広い知識と長年の現場経験、それに深い洞察に基づきさまざまなアドバイスをを行い、数々の困りごとを解決してきた。座右の銘は「真面目に不真面目」。

鈴木一郎 大変だ、大変だ。新型コロナウイルスでの死者数が酷い状況なのだよね。どうしよう。

佐生修郎 感染者数も死者数も世界ライオンキングの上位に名を連ねてしまったね。

鈴木 修郎先生、真面目な顔して不真面目なことを言わないでよ。こっちは日本本社から「インドネシア駐在員は日本に緊急退避せよ」との指令が出てきて大変なんだから。

佐生 これは失礼。一郎君がプチパニックに陥っちゃっているようだったのですね、少し落ち着かせようと思っただけ。

鈴木 駐在員の一時退避指令そのものは生命至上主義が今の日本の風潮だから仕方なく理解するけど、目の前の事象としては、現有ITAS(滞在許可)の期限日が今月に迫っている人が何人もいるから、その人達のITAS延長申請ができるのかが心配なのだ。延長ができなかつたら失効となってしまうのでしょ。そうしたら最初から新しく取り直しになる。

佐生 その点は心配ないよ。我々が日本大使館がイン

ドネシア当局に働きかけてくれたから、それで「不在者ITAS延長」という救済措置が出ている。

鈴木 今年の3月に運用された救済措置と同等のものだね。バスポートコピーと出国スタンプコピー、それに出国時の搭乗券半券を提出すれば、ITAS保持者本人はインドネシアには不在で、日本に居たままでITAS延長をしてくれる。

佐生 3月の時にはイミ

## 退避中に「不在者ITAS延長」ができる！

真がないから黒く塗りつぶされているが、その他は通常のITAS ELETRONIK(A4用紙PDF形式)が出力されてきたぞ。

鈴木 よし、これで駐在員みんな退避させて大丈夫だね。注意点は？

佐生 次の10項目だ。

- ① 期限日が7月16日以降のものがある対象。
- ② 期限日が7月15日以前のものがある対象。
- ③ 期限がインドネシア国内で切れた後の出国者は対象外。
- ④ 遅くともITAS期限日一営業日前までにインドネシア国内で延長申請を開始する。
- ⑤ 早くても期限日までの日数が残り30日を切ったから申請が可能となる。
- ⑥ 申請には、出国便の搭乗券の半券を提出するので捨てないで保持しておくこと。
- ⑦ 申請開始からITAS ELETRONIKが発行されるまでの所要時間は2〜4週間が目安。
- ⑧ 入国時にはITAS ELETRONIKを見せ始めて再入国可能。(もちろん、検疫強化措置でのPCR検査陰性証明やワクチン接種証明などの検査書類は別途必要)
- ⑨ 再入国のための渡航日を決める際は、いつITAS ELETRONIKが発行されるか時間を読んで決める。渡航日を早目に設定し過ぎてITAS ELETRONIK発行が間に合わないという事態は避ける。
- ⑩ 再入国後、30日以内に地域イミグレ局に報告をすること。エージェントに再入国日を連絡しておくこと。

れなりの時間が日本が必要だよ。できるだけ早くインドネシアに帰って仕事したい人も沢山いるけど、ITAS ELETRONIKが発行されるタイミングを見計らうのが大切なのだね。

佐生 その通り。逆に、現有ITAS期限日前に再入国できるのであれば、そのまま現有ITASで再入国すれば良い。再入国後に国内で通常通りにバスポートオリジナルを提出してITAS延長するのだ。

鈴木 選択肢があり、たとえ特定の制約があったとしても選択できるという「自由」があるとは何とありがたいことか。

佐生 おお、一郎君、突然ヘーゲルの発言。コロナ禍で哲学に目覚める人が増えたらしいけど、コロナ禍でオロオロしないように死生観を持つことも大切なことだと思うよ。

佐生 既、結果が出てきている。顔写真部分は写

こいけ・ゆういち FPCインドネシア代表取締役。89年学習院大卒、日本アイ・ピー・エム入社。フィジック・フットボール選手としての経験がある。帰国後に独立。「夢ある街のたいやき屋さん」FC経営を経て、12年8月より現職。栃木県生まれ。55歳。

グレ当局内で処理が混乱し、2週間後には突然に申請の受け付けをストップさせたいわくつきの救済措置だ。イミグレ現場では、あの二の舞はごめんだと言っていたから今回再び救済措置が出て来てちょっと驚いたよ。

※本連載は、実際に起きた事例を参考に、インドネシアに滞在、就労する上で気を付ける点について説明するもので、登場人物や事象はフィクションです。実際の事案に対応する場合は、専門家に相談の上、各自のご判断でご検討ください。

鈴木 前回の反省を踏まえて、今回は処理の仕組みを建て直してきたのだね。当局側も頑張ったね。

佐生 佐生 佐生

「修郎先生の事件簿」は、原則、毎月第1水曜日に掲載します。

佐生修郎 心得の条

一 新型コロナウイルス感染拡大で、日本に一時退避中にITAS期限が切れる場合は「不在者ITAS延長」申請をすれば良い。

二 「不在者ITAS延長」ではバスポートコピーで申請できる。申請後発行されるITAS ELETRONIKを以って再入国ができる。再入国後、30日以内に地域イミグレ局へ報告することを忘れないように。